

三次市教育委員会告示第 号

三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 22 年 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示

三次市臨時的任用教員に関する要綱（平成 16 年三次市教育委員会告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし，教育委員会の命により，所属校以外の学校において服務を行うことを妨げない。

附 則

この告示は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。